

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（7）
---------------------	---------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関等の指定等 「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等 ○ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 ○ 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等について (国が開設した病院について) ・ 指定療育機関の指定（児童福祉法第 20 条第 5 項）（※ 1） ・ 指定療育機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（児童福祉法第 20 条第 5 項） ・ 指定療育医療機関の指定の取消（児童福祉法第 20 条第 8 項） ・ 診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項） ・ 診療報酬の支払の一時差し止め（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項） <p>※ 1 児童福祉法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等について (国が開設した病院等について) ・ 指定養育医療機関の指定（母子保健法第 20 条第 5 項）（※ 2） ・ 指定養育医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（母子保健法第 20 条第 5 項） ・ 指定養育医療機関の指定の取消（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 20 条第 8 項を準用）） ・ 診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項を準用）） ・ 診療報酬の支払の一時差し止め（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項を準用）） <p>※ 2 母子保健法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。</p>
----------------------------	---

	<p>○「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定について (国が開設した病院若しくは診療所又は薬局について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関の指定 (生活保護法第 49 条) ・指定医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼 (生活保護法第 49 条) ・指定医療機関の変更の届出等 (生活保護法第 50 条の 2) ・指定医療機関の指定の辞退及び取消し (生活保護法第 51 条) ・診療内容及び診療報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査 (生活保護法第 54 条) ・指定医療機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示 (生活保護法第 55 条の 2) (国が開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について) ・指定介護機関の指定 (生活保護法第 54 条の 2 第 1 項) ・指定介護機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼 (生活保護法第 54 条の 2 第 1 項) ・指定介護機関の変更の届出等 (生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 50 条の 2) ・指定介護機関の指定の辞退及び取消し (生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 51 条) ・介護サービスの内容及び介護の報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査 (生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 54 条) ・指定介護機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示 (生活保護法第 55 条の 2) <p>(条件) 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>共通経費等の内数(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉法に規定する指定療育機関の指定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定療育機関数 H19 52 H20 53 H21 53 (2) 指定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 1 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 2 件 H20 3 件 H21 3 件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 2. 母子健康法に規定する指定養育医療機関の指定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定養育医療機関数 H19 119 H20 119 H21 119 (2) 指定件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 1 件 H20 6 件 H21 7 件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数

	<p>H19 0件 H20 0件 H21 1件</p> <p>3 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 259 H20 256 H21 255</p> <p>(2) 指定件数 H19 1件 H20 0件 H21 2件</p> <p>(3) 指定の取消し件数 H19 0件 H20 0件 H21 0件</p> <p>(4) 変更届等の受理件数 H19 6件 H20 16件 H21 16件</p> <p>(5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 2件 H20 1件 H21 3件</p>
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<p>【「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第20条第4項、第5項、第8項、第21条の4第1項、第2項、第3項 ・児童福祉法施行規則第14条、第49条の8第1項第4号、第5号 ・結核にかかっている児童に対する療養の給付について（昭和36年8月9日児発第826号） <p>【「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法第20条第4項、第5項 ・母子保健法施行規則第12条、第15条第1号 ・未熟児養育事業の実施について（昭和62年7月31日児発第668号） <p>【「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第49条、第50条の2、第51条第2項、第54条、第54条の2第1項、第55条の2 ・生活保護法施行規則第10条、第10条の2、第12条、第14条、第14条の2、第15条、第16条、第23条
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（8）
---------------------	---------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名) ○指定医療機関等の指定等 「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(具体的な内容) 戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等を行うもの。</p> <p>【主な業務内容】</p> <p>(1) 指定医療機関の指定（法第12条） (2) 指定医療機関が療養を行うについての指導（法第13条第2項） (3) 指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払の一時差止め（法第16条1項及び第2項） (4) 指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（法第17条第3項）</p> <p>(条件) 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成22年度予算)
関係職員数	69人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<p>・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定</p> <p>(1) 指定医療機関数 H19 172 H20 171 H21 170</p> <p>(2) 指定件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(3) 指定の取消し件数 H19 0 H20 0 H21 0</p> <p>(4) 変更届等の受理件数 H19 3 H20 13 H21 14</p> <p>(5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 H20 0 H21 0</p>
備考	

工程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者特別援護法第28条の2第1項及び第2項 ・戦傷病者特別援護法施行令第13条第2項 ・戦傷病者特別援護法施行規則第16条の2
----	--------------	--

条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局

整理番号（12 及び 13）

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案

自己仕分けの際の
事務・権限名

・養成施設等の指定及び監督
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師
・講習会の指定・登録
食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容

＜保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士＞

（移譲する事務・権限名）

○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等

（具体的な内容）

上記に掲げる医療関係職種の養成施設の指定・変更承認・指定取り消しに係る申請書類の審査等の業務及び養成の適切な実施を確保するための教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、実地調査等を行う。

＜保育士＞

（移譲する事務・権限名）

○保育士養成施設の指定及び監督

（具体的な内容）

- ・保育士養成施設の指定に関する事項
- ・保育士養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・保育士養成施設の指定内容変更の届出に関する事項
- ・保育士養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・保育士養成施設の年次報告に関する事項
- ・保育士養成施設に対する報告徴収及び検査に関する事項 等

＜社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事＞

（移譲する事務・権限名）

○養成施設等の指定及び監督

（具体的な内容）

- ・養成施設の指定に関する事項
- ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項

- ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項
- ・養成施設の実地調査に関する事項
- ・養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・養成施設の年次報告に関する事項
- ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等

<精神保健福祉士>

(移譲する事務・権限名)

○養成施設等の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・養成施設の指定に関する事項
- ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・養成施設の年次報告に関する事項 等
- ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項
- ・養成施設の指定の取消に関する事項 等

<身体障害者福祉司、知的障害者福祉司>

(移譲する事務・権限名)

○身体障害者福祉司・知的障害者福祉司を養成施設の指定

(具体的な内容)

- ・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司の養成施設の指定に関する事務

<児童福祉司>

(移譲する事務・権限名)

○児童福祉司養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童福祉司養成施設の指定に関する事項
- ・児童福祉司養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童福祉司養成施設に対する報告(請求)、指導に関する事項 等

<児童福祉施設の職員>

(移譲する事務・権限名)

○児童福祉施設の職員養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童福祉施設の職員養成施設の指定に関する事項
- ・児童福祉施設の職員養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童福祉施設の職員養成施設に対する報告(請求)、指導に関する事項 等

<児童自立支援専門員>

(移譲する事務・権限名)

○児童自立支援専門員養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・児童自立支援専門員養成施設の指定に関する事項
- ・児童自立支援専門員養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・児童自立支援専門員養成施設に対する報告(請求)、指導に関する事項 等

<理容師及び美容師>

(移譲する事務・権限名)

○理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・理容師、美容師養成施設の指定に関する事項
- ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の届出に関する事項
- ・理容師、美容師養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・理容師、美容師養成施設の年次報告に関する事項
- ・理容師、美容師養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等

<栄養士及び調理師>

(移譲する事務・権限名)

○栄養士、調理師養成施設の指定及び監督

(具体的な内容)

- ・栄養士、調理師養成施設の指定に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の承認に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の届出に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の届出に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の実地調査及び指導調査に関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設の指定の取消しに関する事項
- ・栄養士、調理師養成施設に対する報告(請求)徴収及び指示に関する事項 等

**<食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師>、
<講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生
管理者資格取得講習会>**

(移譲する事務・権限名)

○養成施設等の指定及び監督

○講習会の指定・登録

(具体的な内容)

- ・養成施設の指定(登録)に関する事項
- ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項
- ・養成施設の指定(登録)内容変更の届出に関する事項
- ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項
- ・養成施設の実地調査に関する事項
- ・養成施設の指定(登録)の取消しに関する事項
- ・養成施設の年次報告に関する事項
- ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項
- ・講習会の登録に関する事項
- ・講習会の実施内容変更の届出に関する事項
- ・講習会の休廃止の届出に関する事項
- ・講習会の実施計画者に対する申請書提出の指示に関する事項
- ・講習会の改善命令に関する事項
- ・講習会の登録の取消しに関する事項
- ・講習会の実施者に対する報告徴収及び指示に関する事項
- ・講習会の実施者に対する立入検査に関する事項 等

(留意点)

現在は、地方厚生局において、まとめて上記の業務を行っているところであり、その一部のみ地方へ移譲することは業務の非効率化を招くため、当該事務・権限の移譲に当たっては、全ての職種について一括で移譲すること。

(条件)

業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。

予算の状況 (単位:百万円)	45 百万円の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	5 5 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等の指定及び監督 1. 理容師養成施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 課程数 H19 195 H20 220 H21 211 (2) 新規指定数 H19 0 H20 2 H21 0 (3) 取消数 H19 7 H20 5 H21 4 (4) 指定内容の変更承認数 H19 9 H20 5 H21 41 (5) 指定内容の変更届出数 H19 32 H20 192 H21 192 (6) 指導調査実施数 H19 19 H20 31 H21 32 2. 美容師養成施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 課程数 H19 472 H20 514 H21 512 (2) 新規指定数 H19 2 H20 7 H21 8 (3) 取消数 H19 5 H20 6 H21 5 (4) 指定内容の変更承認数 H19 29 H20 136 H21 67 (5) 指定内容の変更届出数 H19 88 H20 555 H21 489 (6) 指導調査実施数 H19 61 H20 67 H21 56 3. 食品衛生管理者養成施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 課程数 H19 188 H20 204 H21 214 (2) 新規指定数 H19 7 H20 11 H21 17 (3) 取消数 H19 0 H20 5 H21 2 (4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 0 (5) 指定内容の変更届出数 H19 102 H20 138 H21 112 (6) 指導調査実施数 H19 41 H20 29 H21 28 4. 指定保育士養成施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 課程数 H19 544 H20 563 H21 583 (2) 新規指定数 H19 28 H20 33 H21 12 (3) 取消数 H19 9 H20 13 H21 9 (4) 指定内容の変更承認数 H19 123 H20 147 H21 325 (5) 指定内容の変更届出数 H19 109 H20 153 H21 166 (6) 指導調査実施数 H19 56 H20 60 H21 96 5. 社会福祉士養成施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 課程数 H19 64 H20 66 H21 67 (2) 新規指定数 H19 5 H20 7 H21 4 (3) 取消数 H19 3 H20 6 H21 1 (4) 指定内容の変更承認数 H19 53 H20 47 H21 15 (5) 指定内容の変更届出数 H19 13 H20 75 H21 79 (6) 指導調査実施数 H19 7 H20 4 H21 13 6. 介護福祉士養成施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 課程数 H19 457 H20 506 H21 486 (2) 新規指定数 H19 22 H20 10 H21 12 (3) 取消数 H19 13 H20 31 H21 46 (4) 指定内容の変更承認数 H19 287 H20 177 H21 60 (5) 指定内容の変更届出数 H19 182 H20 598 H21 331 (6) 指導調査実施数 H19 78 H20 26 H21 77 7. 福祉系高等学校 <ul style="list-style-type: none"> (1) 課程数 H19 0 H20 0 H21 158 (2) 新規指定数 H19 0 H20 158 H21 4 (3) 取消数 H19 0 H20 0 H21 1 (4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 8 (5) 指定内容の変更届出数 H19 0 H20 0 H21 96 (6) 指導調査実施数 H19 0 H20 0 H21 4 8. 社会福祉主事養成機関 <ul style="list-style-type: none"> (1) 課程数 H19 93 H20 90 H21 73

(2)新規指定数	H19	2	H20	0	H21	2
(3)取消数	H19	10	H20	17	H21	11
(4)指定内容の変更承認数	H19	22	H20	34	H21	12
(5)指定内容の変更届出数	H19	52	H20	48	H21	48
(6)指導調査実施数	H19	14	H20	5	H21	11
9. 精神保健福祉士養成施設						
(1)課程数	H19	66	H20	68	H21	65
(2)新規指定数	H19	6	H20	5	H21	1
(3)取消数	H19	4	H20	8	H21	4
(4)指定内容の変更承認数	H19	62	H20	102	H21	52
(5)指定内容の変更届出数	H19	22	H20	21	H21	16
(6)指導調査実施数	H19	11	H20	7	H21	3
10. 児童福祉司養成施設						
(1)課程数	H19	3	H20	3	H21	3
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6)指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
11. 児童福祉施設職員養成施設						
(1)課程数	H19	2	H20	2	H21	2
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	1
(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6)指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
12. 児童自立支援施設職員養成施設						
(1)課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6)指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
13. 知的障害者福祉司養成施設						
(1)課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6)指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
14. 救急救命士養成所						
(1)課程数	H19	36	H20	38	H21	41
(2)新規指定数	H19	2	H20	3	H21	2
(3)取消数	H19	0	H20	1	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	26	H20	14	H21	23
(5)指定内容の変更届出数	H19	8	H20	13	H21	9
(6)指導調査実施数	H19	6	H20	8	H21	4
15. 診療放射線技師養成所						
(1)課程数	H19	19	H20	19	H21	18
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	1	H20	1	H21	0
(4)指定内容の変更承認数	H19	17	H20	11	H21	10
(5)指定内容の変更届出数	H19	4	H20	3	H21	4
(6)指導調査実施数	H19	3	H20	2	H21	0
16. 臨床検査技師養成所						
(1)課程数	H19	28	H20	27	H21	25
(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3)取消数	H19	1	H20	2	H21	1

	(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	16	H21	12
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	7	H20	6	H21	11
	(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	0	H21	2
	17. 理学・作業療法士養成施設						
	(1) 課程数	H19	337	H20	366	H21	368
	(2) 新規指定数	H19	24	H20	2	H21	0
	(3) 取消数	H19	11	H20	4	H21	8
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	271	H20	365	H21	342
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	51	H20	91	H21	75
	(6) 指導調査実施数	H19	54	H20	29	H21	73
	18. 視能訓練士養成所						
	(1) 課程数	H19	20	H20	22	H21	23
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	1
	(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	13	H21	12
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	9	H20	9	H21	15
	(6) 指導調査実施数	H19	4	H20	2	H21	3
	19. 臨床工学技士養成所						
	(1) 課程数	H19	40	H20	43	H21	45
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	2
	(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	29	H20	20	H21	23
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	16	H20	25	H21	19
	(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	4	H21	4
	20. 義肢装具士養成所						
	(1) 課程数	H19	7	H20	8	H21	8
	(2) 新規指定数	H19	1	H20	0	H21	0
	(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	7	H20	6	H21	6
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	2	H20	4	H21	2
	(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	2	H21	0
	21. 言語聴覚士養成所						
	(1) 課程数	H19	46	H20	51	H21	53
	(2) 新規指定数	H19	3	H20	2	H21	1
	(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	61	H20	87	H21	85
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	17	H20	27	H21	22
	(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	5	H21	10
	22. あ・は・き師等養成施設						
	(1) 課程数	H19	158	H20	177	H21	189
	(2) 新規指定数	H19	12	H20	12	H21	3
	(3) 取消数	H19	5	H20	6	H21	8
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	38	H20	60	H21	52
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	44	H20	59	H21	44
	(6) 指導調査実施数	H19	28	H20	23	H21	24
	23. 柔道整復師養成施設						
	(1) 課程数	H19	130	H20	161	H21	174
	(2) 新規指定数	H19	17	H20	11	H21	1
	(3) 取消数	H19	1	H20	3	H21	7
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	42	H20	59	H21	53
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	27	H20	31	H21	40
	(6) 指導調査実施数	H19	24	H20	30	H21	28
	24. 歯科衛生士養成所						
	(1) 課程数	H19	128	H20	138	H21	138
	(2) 新規指定数	H19	6	H20	5	H21	5
	(3) 取消数	H19	6	H20	5	H21	6
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	70	H20	81	H21	97
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	21	H20	34	H21	23

	(6) 指導調査実施数	H19	9	H20	10	H21	10
25.	歯科技工士養成所						
	(1) 課程数	H19	50	H20	52	H21	51
	(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	2
	(3) 取消数	H19	3	H20	0	H21	5
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	4	H20	8	H21	7
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	5	H20	19	H21	6
	(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	10	H21	2
26.	保健師助産師看護師養成所						
	(1) 課程数	H19	726	H20	757	H21	759
	(2) 新規指定数	H19	30	H20	21	H21	20
	(3) 取消数	H19	39	H20	19	H21	14
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	326	H20	804	H21	536
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	133	H20	163	H21	210
	(6) 指導調査実施数	H19	105	H20	87	H21	108
27.	栄養士養成施設						
	(1) 課程数	H19	195	H20	207	H21	204
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	7	H21	3
	(3) 取消数	H19	8	H20	4	H21	6
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	56	H20	63	H21	41
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	62	H20	52	H21	32
	(6) 指導調査実施数	H19	27	H20	39	H21	27
28.	調理師養成施設						
	(1) 課程数	H19	383	H20	407	H21	436
	(2) 新規指定数	H19	5	H20	5	H21	6
	(3) 取消数	H19	8	H20	8	H21	2
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	22	H20	26	H21	15
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	64	H20	29	H21	28
	(6) 指導調査実施数	H19	74	H20	42	H21	36
29.	製菓衛生師養成施設						
	(1) 課程数	H19	137	H20	176	H21	188
	(2) 新規指定数	H19	19	H20	14	H21	7
	(3) 取消数	H19	3	H20	3	H21	2
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	12	H20	17	H21	8
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	20	H20	82	H21	36
	(6) 指導調査実施数	H19	32	H20	55	H21	24
	・講習会の指定・登録						
1.	食品衛生管理者資格認定講習会の登録数	H19	2	H20	0	H21	0
2.	食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録数	H19	0	H20	0	H21	1
3.	介護技術講習会等に係る実施報告の受理数	H19	1,133	H20	1,083	H21	1,055
4.	社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理数	H19	7	H20	6	H21	5
5.	児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数	H19	1	H20	1	H21	1
6.	社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数	H19	0	H20	0	H21	2
7.	社会福祉士実習指導者講習会実施届けの受理数	H19	0	H20	0	H21	4
8.	介護教員講習会実施届の受理数	H19	0	H20	1	H21	3
9.	介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数	H19	0	H20	4	H21	13

備考	
----	--

工 程	改正を要する法令等の事項	<p>(養成施設等の指定及び監督)</p> <p>○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>上記に掲げる医療関係職種 of 養成施設の指定・変更承認・指定取り消しに係る申請書類の審査等の業務及び養成の適切な実施を確保するための教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、実地調査等を行う。</p> <p>【法律・政令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師助産師看護師法第 42 条の 5、同法施行令第 26 条 ・理学療法士及び作業療法士法第 17 条の 2、同法施行令第 21 条 ・診療放射線技師法第 29 条の 2、同法施行令第 19 条 ・臨床検査技師等に関する法第 20 条の 2 の 2、同法施行令第 22 条 ・視能訓練士法第 20 条の 2、同法施行令第 21 条 ・臨床工学技士法第 41 条の 2 ・義肢装具士法第 41 条の 2 ・救急救命士法第 48 条の 2 ・言語聴覚士法第 45 条の 2 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 13 条の 2、同法施行令第 15 条 ・柔道整復師法第 25 条の 2、同法施行令第 14 条 ・歯科衛生士法第 13 条の 7、同法施行令第 14 条 ・歯科技工士法第 27 条の 3、同法施行令第 21 条 等 <p>(養成施設の指定及び監督)</p> <p>社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事</p> <p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号、第 3 号、第 39 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号、第 40 条第 2 項第 1 号、附則 2 条 ・社会福祉法第 19 条第 1 項第 2 号 ・社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 125 号) 第 3 条 <p>【政令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 3 条～第 9 条、第 11 条、附則 2 条 ・社会福祉法施行令第 4 条第 4 号、第 38 条 <p>【省令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 22 条第 4 項、第 28 条第 1 項、附則 2 条 ・社会福祉主事養成機関等指定規則第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 19 条
--------	--------------	---

	<p>(養成施設等の指定及び監督)</p> <p>精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士法第7条第2号及び第3号 ・精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第3条第1項、第4条第1項及び第3項、第7条、第8条、第9条～第12条等 ・身体障害者福祉法第12条、身体障害者福祉法施行規則第20条 ・知的障害者福祉法第14条、知的障害者福祉法施行規則第3条等 <p>(養成施設等の指定及び監督)</p> <p>保育士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員</p> <p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和22年法令第123号）第13条、第18条の6及び第18条の7 <p>【政令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第5条及び第46条 <p>【省令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2、第6条の8及び第49条の8 ・児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第28条第1号、第38条第2項第1号、第43条第1号及び第82条第3号 <p>(養成施設等の指定及び監督)</p> <p>食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師 (講習会の指定・登録)</p> <p>食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会</p> <p>法律、政省令の改正を要する。</p> <p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第48条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条 ・製菓衛生師法第5条 <p>【政令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行令第9条、第14条～第21条、第23条～第26条、第28条～第30条、第32条～第34条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第1条～第8条 ・製菓衛生師法施行令第21条～第24条 <p>【省令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則第57条、第61条、第79条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第15条、第19条、第50条 ・製菓衛生師法施行規則第17条、第19条、第21条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号に規定する講習会を指定する省令廃止 <p>(養成施設等の指定及び監督)</p>
--	---

		<p>理容師、美容師、栄養士、調理師</p> <p>【政令】 ・理容師法施行令 1 条</p> <p>【省令】 ・理容師養成施設指定規則 3 条 1 項、3 条 4 項、6 条 1 項、6 条 3 項、7 条、8 条 1 項、8 条 2 項、9 条、10 条、12 条 1 項、12 条 2 項、13 条 1 項</p> <p>【政令】 ・美容師法施行令 1 条</p> <p>【省令】 ・美容師養成施設指定規則 2 条 1 項、2 条 4 項、5 条 1 項、5 条 3 項、6 条、7 条 1 項、7 条 2 項、8 条、9 条、11 条 1 項、11 条 2 項、12 条 1 項</p> <p>【法律】 ・栄養士法第 6 条の 4、</p> <p>【政令】 ・栄養士法施行令第 9 条、第 20 条、第 21 条</p> <p>【省令】 ・栄養士法施行規則第 20 条の 2</p> <p>【法律】 ・調理師法第 9 条の 2</p> <p>【政令】 ・調理師法施行令第 1 条の 2 第 1 条の 3、第 1 条の 4、第 1 条の 5、第 16 条、第 18 条、第 19 条、</p> <p>【省令】 ・調理師法施行規則第 26 条の 2</p>
条件等の解決のための方策等		<p>・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。</p>
移譲の時期		<p>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。</p>
備考		<p>・医療関係職種の養成施設等については、各職種の業務が国民の生命・身体に直接影響するため、当該事務権限を都道府県に移譲した場合に、実務上、その養成水準を全国統一的に確保できるどうかの検証を行う必要がある。その検証を行っていない段階において、更に政令指定都市への移譲を検討することは拙速であり困難。</p>

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（14）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	生活衛生同業組合振興計画の認定

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>○生活衛生同業組合振興計画の認定</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3の規定に基づき、組合又は小組合の作成した組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業に関する計画を、振興指針に適合し、かつ、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第5条で定める基準に該当する場合において、厚生労働大臣の委任をうけて認定する。 認定を受けた振興計画について、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条の規定に基づき変更の認定及び取消しを行う。 <p>(条件)</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生同業組合振興計画の認定 <ul style="list-style-type: none"> (1) 振興計画の認定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 2 件 (2) 振興計画の変更認定件数 H19 55 件 H20 154 件 H21 128 件 (3) 実施状況報告書の受理件数 H19 418件 H20 476件 H21 474件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令9条1項 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 15 条 1 項、16 条 1 項、30 条
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。
備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（15）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	複数の都道府県で活動する中小企業等共同組合（広域）の許可等	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○複数の都道府県を活動地区とする中小企業者による協同組合等のうち、厚生労働大臣の所管に属する事業者が組合員資格に含まれるものに対する設立認可等</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等の設立・定款変更の認可 ・組合の成立・役員変更・解散等の届け出 ・事業報告書等の受理、 ・その他監督上必要な報告の徴収、検査、処分等 <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。 ・移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。 	
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）	
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）	
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合法等 (1) 所管の組合数 H19 513 H20 567 H21 592 (2) 設立認可件数 H19 24 件 H20 23 件 H21 16 件 (3) 解散認可件数 H19 4 件 H20 9 件 H21 11 件 (4) 定款等認可件数 H19 234 件 H20 275 件 H21 262 件 (5) 立入検査件数 H19 1 件 H20 1 件 H21 1 件 	
備考		

改正を要する法令等の事項	中小企業等協同組合法第 111 条、中小企業団体の組織に関する法律第 101 条の 4、中小企業団体の組織に関する法律施行令第 12 条第 2 項
--------------	---

条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。 ・中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整を行う
移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・条件等について地方側及び関係省庁との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（18）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	社会福祉法人（広域）等の認可	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>○社会福祉法人（広域）等の認可</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の定款の認可（第 31 条第 1 項） ・社会福祉法人の定款の変更の認可（第 43 条） ・社会福祉法人の解散の認可（第 46 条） ・社会福祉法人の合併の認可（第 49 条第 2 項） 等 <p>(条件)</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>	
予算の状況 (単位:百万円)	社会福祉法人認可事務運営等経費 0.65百万円の内数(平成 22 年度予算)	
関係職員数	24 人以内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)	
事務量（アウトプット）	<p>1. 所管社会福祉法人数 H19 149 法人 H20 241 法人 H21 264 法人(暫定)</p> <p>2. 定款変更認可件数 H19 105 件 H20 135 件 H21 171 件</p> <p>3. 基本財産処分の承認 H19 13 件 H20 15 件 H21 16 件</p> <p>4. 基本財産担保提供の承認 H19 1 件 H20 12 件 H21 10 件</p> <p>5. 寄付金募集の許可件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第 30 条 ・社会福祉法施行規則第 13 条 ・社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日、社援第 2618 号）
--------	--------------	---

条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（20）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に係る許認可等 <ul style="list-style-type: none"> ① 組合の設立及び解散認可 ② 定款・共済事業規約等の変更認可 ③ 員外利用の許可 ・消費生活協同組合に対する指導・監督 <p>（条件）</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	69人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	1. 所管組合数 H19 47件 H20 46件 H21 51件 2. 定款変更の認可 H19 9件 H20 38件 H21 17件 3. 合併認可 H19 0件 H20 0件 H21 2件 4. 解散認可 H19 0件 H20 0件 H21 1件 5. 契約者割戻準備金積立の承認 H19 0件 H20 1件 H21 1件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合法第97条、第97の4 ・消費生活協同組合法施行規則第255条
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（22）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県を經由して提出される新規申請受付、申請書類の確認 ・指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き ・指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き ・死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知 <p style="text-align: right;">等</p> <p>（条件）</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定医の証の発行(新規) H19 567 件 H20 617 件 H21 484 件 2. 指定医の証の発行(更新等) H19 2,741 件 H20 2,269 件 H21 1,994 件 3. 指定医の証の再発行 H19 88 件 H20 80 件 H21 80 件 4. 指定医の取消 H19 3 件 H20 2 件 H21 2 件 5. 指定不適合者への通知 H19 35 件 H20 30 件 H21 38 件 6. 辞退届・死亡届の受理 H19 41 件 H20 44 件 H21 35 件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	精神保健福祉法施行令第 2 条の 2 精神保健福祉法施行規則第 41 条
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（23）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受けるところを一括して償還を行うもの。</p> <p>特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であることについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書（福祉事務所が発行）の提出を受ける。 ・地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認を行う。 <p>(条件)</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	・証明書交付件数 H19 2,254件 H20 1,657件 H21 839件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号）第 4 条第 4 項 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）第 5 条第 4 項 ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 41 年法律第 109 号）第 4 条第 4 項 ・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和 42 年法律第 57 号）第 5 条第 4 項 ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和 38 年政令第 125 号) 第 4 条 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和 40 年政令第 183 号）第 4 条 ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和 41 年政令第 227 号）第 5 条 ・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和 42 年政令第 188 号）第 4 条
--------	--------------	---

条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市に移譲した場合、特別買上償還を希望する者に係る国債が誤裁定である等により裁定が取消されていないことを、都道府県に確認する事務が指定都市に新たに生じることになる。

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（24）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	医師等の臨床研修施設等の指導監督

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（委譲する事務・権限名）</p> <p>○医師等の臨床研修施設等の指導監督</p> <p>※ 当該指導監督は、任意の検査であり法令等に基づき行うものではないため、事務にあたる。</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の実地調査 ・各種手続き（年次報告等）の事務処理 等 <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。 <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること ・当該項目については「権限」ではなく「事務」のみの移譲であるため、都道府県において確実に行っていただく必要がある
予算の状況 （単位：百万円）	臨床研修病院指導等経費 5百万円(平成22年度予算)
関係職員数	70人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<p>1. 医師</p> <p>(1) 臨床研修病院指定数 H19 1,899 H20 1,996 H21 2,017</p> <p>(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 168件 H20 101件 H21 48件</p> <p>(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 401件 H20 530件 H21 1,106件</p> <p>(4) 既指定臨床研修病院 H19 50 H20 41 H21 41</p> <p>(5) 医籍登録件数 H19 6,894件 H20 7,354件 H21 7,180件</p> <p>2. 歯科医師</p> <p>(1) 臨床研修病院指定数 H19 1,317 H20 1,424 H21 1,533</p> <p>(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数</p>

	H19 86件 H20 107件 H21 93件 (3)臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 80件 H20 107件 H21 93件 (4)既指定臨床研修病院 H19 44件 H20 51件 H21 51件 (5)医籍登録件数 H19 2,564件 H20 2,341件 H21 2,230件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> なし (任意の検査であり、法令等に基づき行う強制的なものではない。)
	条件等の解決のための方策等	<p>【条件等解決のための方策】</p> <p>以下の観点について、地方と協議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該項目については「権限」ではなく「事務」のみの移譲であるため、都道府県において確実に行っていただく必要がある。 現在、地方厚生局においては、「臨床研修審査専門官」(医師・歯科医師)を配置して臨床研修病院の指導監督を行っている。都道府県においても、臨床研修施設を適正に指導するために、医・歯学的知見を持った者が業務を行うように、人員を確保していただく必要がある。
	移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> 条件等について地方側との調整完了後、「臨床研修プログラム検索サイト」のシステム改修の期間を経て地方に移譲。
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（25）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。）</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認 ・総合衛生管理製造過程に関する変更の承認 ・総合衛生管理製造過程の取消 ・総合衛生管理製造過程の更新の承認 ・総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項 <p>※ただし、海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。</p> <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。 ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合衛生管理製造過程承認施設数 H19 572 件 H20 559 件 H21 564 件 2. 新規承認件数 H19 23 件 H20 18 件 H21 31 件 3. 変更承認件数 H19 73 件 H20 53 件 H21 29 件 4. 更新承認件数 H19 217 件 H20 303 件 H21 86 件 5. 承認施設の立入調査 H19 532 件 H20 497 件 H21 565 件
備考	

改正を要する法令等の事項	<p>法律、省令の改正を要する。</p> <p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第 13 条
--------------	---

	<p>【省令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行規則第14条～第16条 ・乳及び乳製品の成分規格に関する省令第4条～第6条
条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保（普及促進の観点など）について、地方と協議を行う（説明会の開催など）。
移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	